明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一四）　一
〔告　示〕
○動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示（国土交通一二八一）　一六
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　一八
裁判所
破産、免責、再生関係　四三
特殊法人等
独立行政法人地域医療機能推進機構令和二年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、令和二事業年度全国健康保険協会の財務諸表関係　五六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六三
会社その他
会社決算公告

省令

○環境省令第十四号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第十三号並びに第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十二日

環境大臣　小泉進次郎

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。